

令和3年大和市農業委員会第10回総会議事録

令和3年10月22日（金）午前10時開会

大和市役所5階 全員協議会室

1. 本日の出席委員

1番 古木利明委員	9番 眞壁浩二委員
2番 柏木明委員	10番 遠藤一直委員
3番 渡邊カク委員	11番 田邊義之委員
4番 青木裕一委員	12番 木村賢一委員
5番 小川道子委員	13番 上野岩雄委員
6番 長谷川慶太郎委員	15番 岩崎敏博委員
7番 池田俊一郎委員	16番 荒井隆幸委員
8番 山口喜充委員	

2. 本日の欠席委員

14番 保田嘉一委員

3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長	村瀬 知一
次長	岸田 靖雄
主査	高田 直樹
主査	中川 雅美

4. 本日の議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 諸報告
日程第3 報告第36号 人事発令について
日程第4 報告第37号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

日程第5 報告第38号 農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転の届出
について

日程第6 報告第39号 農地法第5条第1項第7号の規定による使用貸借権設定の
届出について

日程第7 議案第16号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について

5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

報告第36号 人事発令について

報告第37号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第38号 農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転の届出について

報告第39号 農地法第5条第1項第7号の規定による使用貸借権設定の届出につい
て

議案第16号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について

午前 10 時 00 分 開会

○議長 ただいまの出席委員は 15 名で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和 3 年 10 月大和市農業委員会第 10 回総会を開会いたします。

議事日程はお手元に配付したとおりでございます。

○議長 日程第 1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、12 番、木村賢一委員、13 番、上野岩雄委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○議長 日程第 2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 総会資料 1 ページをごらんください。

10 月 4 日、令和 3 年度県道丸子中山茅ヶ崎線道路整備促進協議会全体会議が書面にて開催され、岩崎委員、保田委員が参加されました。

10 月 12 日、農業者年金加入推進特別研修会が開催され、古木委員が出席されました。

10 月 20 日、令和 3 年度第 67 回神奈川県常設審議委員会が開催され、会長が出席されました。

県許可等の状況でございます。

令和 3 年第 8 回総会、議案第 11 号、受付番号 1、中央林間地内における保育所及び道路は令和 3 年 9 月 17 日付で、同議案受付番号 2、下和田地内における店舗及び受付番号 3 の駐車場並びに議案第 12 号、仮設工事ヤードについては、令和 3 年 9 月 22 日付で県知事許可となっております。

諸報告につきましては以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。本件についてご意見等、何かございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 では、私から、10 月 20 日、第 67 回神奈川県常設審議委員会が横浜市の開港記念会館で行われました。議事の内容等について若干報告させていただきます。

農地法第5条に基づく諮問が1件ございました。相模原市農業委員会からでございます。転用目的については資材置場及び駐車場でございます。3,333㎡ということで、宮ヶ瀬湖の北に位置するところでございます。リニア中央新幹線の車両基地建設に伴う収用による移転がされたものと聞いております。譲受人は埋蔵文化財の発掘調査を伴う企業ということで、地元においても実績がある業者ということですので、転用はやむを得ないということで承認いたしております。

次に、当面する農政問題として、小田原市の無許可盛り土について報告がございました。10月14日の神奈川新聞に掲載された記事です。これは熱海の土石流の関係者が関与しているということで、まだ確定ではないのですが、そういう人物の名前まで出ているようですが、そういった関係記事でございます。

最初に発見したのは、やはり通行人が通報して、それが発覚して、造成の面積も当初はわからなかったようですけれども、最終的に県の土砂条例違反ということが確定しまして、今後これについての対応を余儀なくされていくということで県の農地課から説明がございました。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。よろしくお願いたします。

○議長 日程第3、報告第36号、人事発令についてを議題に供します。
事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案書の1ページをごらんください。令和3年10月1日付で、出向、任用の人事発令がございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。
人事発令につきましては、以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。
本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第4、報告第37号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、日程第5、報告第38号、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転の届出について及び日程第6、報告第39号、農地法第5条第1項第7号の規定による使用貸借権設定の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　それでは、ご説明いたします。

報告第37号については、議案書2ページの4件が、報告第38号については、議案書3から4ページの11件が、報告第39号については、議案書5ページの1件がございました。案内図は、総会資料の5から9ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長　事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

長谷川委員。

○長谷川委員　5条の届出の5番と10番ですけれども、面積が地図で見るとずいぶん違うように感じられるのですが。資料を見ると、5番が152㎡、10番が112㎡となっております、結構開きがあり、地図と数字が違うかなという感覚があるのですが。

それと、5番のほうは2階建て1棟、10番のほうは2階建て2棟になっているのですが、これが逆なら何となく納得いくのですが、これは何でこういう感じになっているのでしょうか。面積が狭いほうに2棟、広いほうに1棟という。

○議長　暫時休憩いたします。

[暫時休憩]

○議長　再開いたします。

○事務局　5番の細長いほうについては、接道の問題があることから1棟、10番の三角形のほうにつきましては、ほかの土地も含めて、農地の部分についてはこの三角形の部分だけという形になるので、ほかの部分を含めて2棟建つと届出上はなっております。

以上です。

○議長　よろしいですか。

ほかに。木村委員。

○木村委員　38号の3ページの7番ですけれども、この土地は、もともと譲受人が借

りていた土地で1, 400㎡強あり、現況は宅地になっているわけですが、登記上は畑ということで申請になった。これは、今までは譲渡人が譲受人に資材置場として貸していた土地なのですか、それとも、新たに資材置場として買い取ったのかを確認させて下さい。

○議長 事務局。

○事務局 こちらについては、譲渡人が業者に資材置場として貸している土地になります。

○木村委員 今までは貸していたわけですね。

○事務局 そうです。その借りている方はかわらずに、貸主が今回法人にかわるという形になるので、現状としては、借りている方はかわらない状態になります。

○木村委員 では、今まで借りていたのだけれども、それを買い取りたいと。

○事務局 いえ、そういうわけではなくて。

○木村委員 所有権移転になっています。

○事務局 借りている方が現状いらっしゃるのですが、貸主がかわるということなので。

○事務局 オーナーチェンジです。

○事務局 資材置場を使っているのは、恐らく、お向かいにも資材置場があるのですが、同じ会社が借りて使っていると聞いていまして、貸主がかわる状況であって、借りている方はかわらない、貸すということは継続されるということを知っています。

○議長 木村委員、よろしいですか。

○木村委員 はい。

○議長 ほかにご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第7、議案第16号、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明についてを議題に供します。事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第16号についてご説明いたします。議案書は6ページ、案内図は総会資料の10ページとなります。

生産緑地を所有していた被相続人が令和2年6月2日に死亡したことにより、相続人である子3名が生産緑地法第10条に定める生産緑地の買取りの申出を行うために、被相続人の主たる従事者証明を願い出たものです。本来、生産緑地の農業の主たる従事者証明については、事務局長専決による報告事項としておりますが、今回、証明を申し出た日付が被相続人の死亡から1年以上が経過しており、当該証明に関する事務処理要領第3条では、「申出事由の発生日が申請の1年以上前であるときは、証明を行わないものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。」とありまして、また、同第14条第2項で、「やむを得ない事由があるときは、これを議案に付すものとする。」とありますので、議案とするものです。

本件の被相続人は、亡くなるまで農業に従事していたことから主たる従事者であると判断できます。現地は肥培管理がなされています。ついては、申出人の1人と長谷川委員とで、令和3年10月12日に現地を確認の上、主たる従事者であることを確認いたしました。また、被相続人は子が3名おり、当該地の相続が難航し、先日ようやく遺産分割協議もまとまり、すぐに本申請を行ったことから、やむを得ない事由と判断いたしました。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いいたします。

長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員 事務局の説明のとおり、10月12日に私と事務局と申出人1名で現地を確認しました。現地は、肥培管理されており、被相続人が農業従事者であったことは確認しており、問題ないと思います。また、申請が遅れた事由についても、やむを得ないものであったと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、ご意見はございますでしょうか。

木村委員。

○木村委員 相続でこの3名の方の所有名義になったということで、現在は一番上、この方が栽培をされているということですが、持ち分がそれぞれ3分の1ということで、耕作者は何歳の方ですか。

○議長 事務局。

○事務局 50歳代です。

○木村委員 年齢をお聞きしたのですが、当分ここで農業ができるのかと思うのですが、ただ3人の名義での相続で、先ほど伺いましたが、この土地は生産緑地で、兄弟だと思いますが3人で分けられたということで、いずれ、この耕作されている方が兄弟の分を全部買い取ることは普通考えられないので、何らかの形で持ち分の方が処分するということになる。すると、また大和市内の農地が減っていく、そういうことに結果としてなるかと思うので、非常に残念だなと。できるだけこういう農地が、可視化されている周辺を見たところ、ほとんど住宅になっていますので、環境のためにも何とかいい方法があれば農地として維持できていければいいなど、感想ですけれども。

○議長 感想意見としてお聞きしておきます。

ほかに。池田委員。

○池田委員 ここは区画整理から外れたの。

○議長 事務局。

○事務局 山谷北区画整理事業の地区からはちょうど外れている部分です。

○池田委員 一緒にやればいいんだね。

○事務局 地番的にちょうど、このあたりは地番だと5000番台かな、区画整理部分なのですけれども、3桁ということで区画整理区域外にはなります。

○池田委員 これは10年延長の申出はあるの。特定生産緑地の。

○議長 事務局。

○事務局 10年延長の申出はありません。生産緑地の買取り申出をする予定であるということで、申出をしないということで聞いております。

○池田委員 生産緑地でしょう。

○事務局 現状、生産緑地なので、これを解除のために主たる従事者の証明を願い出たというものです。

- 池田委員　さらに22年の問題があって、10年延長ってそういう申出はないのだ。
- 事務局　解除のための手続をしているということです。
- 池田委員　解除してしまうの。
- 事務局　はい。現状で、今、主たる従事者であったということなので、やれなくなつたので、証明して買取りを申し出て、解除して売り払うなり転用するなりという形だと思われます。
- 池田委員　では、3分の1ずつ持っていて、それぞれ。
- 議長　よろしいですか。
- 池田委員　はい。
- 議長　上野委員。
- 上野委員　今1年以内に証明を出さなければいけないということですが、例えば、相続が発生した時点で、やっていた人ですよということで申請が相続人の代表でも出せるのですか。
- 議長　事務局。
- 事務局　特定生産緑地のという意味ですか。
- 上野委員　今は生産緑地が主だけれども、1年過ぎてしまったから審議しなければいけないということですが、農業をきちんとやっていたという証明を出すわけでしょう。それを1年以内で、亡くなってしまったからといって、相続人の代表者が、被相続人はきちんと農業に従事しましたと言ったら申請は出せるのかということ。
- 事務局　被相続人が亡くなったことにより相続人が出すという形なのですけれども、相続が確定しないと誰が相続したかがわからないので、こちらとしては、申し出る方が本当のその権利者なのかという判断をしなければならないので、まだ相続の分割協議等が確定していない段階では、法定相続人と想定される相続者ではあるけれども、まだ確定していないので、あなたに申し出る権利はまだありませんという形になります。
- 上野委員　わかりました。では、連名で出せばいいのかな。
- 事務局　それもだめです。相続が確定していないと全員がということでもだめです。
- 上野委員　だめなんですか。これからそういう議案が多くなるなと思ってね。なかなか

か分割協議が調わないという人たちが増えるのではないかと思ったので、ちょっと確認だけしておこうと思ったのです。どうもすみません。ありがとうございました。

○議長 よろしいですか。

ほかに質疑、ご意見がありましたらお願いします。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。これより採決をしてみります。

議案第16号、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について、証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第16号は、証明することに決定いたしました。ありがとうございました。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和3年10月大和市農業委員会第10回総会を閉会いたします。

午前10時40分 閉会